

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一ノ台	胆沢郡金ケ崎町西根（別紙図面のとおりに。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。
一ノ台－1	〃	〃	〃
日當	〃	〃	〃
雛子沢	〃	〃	〃
下谷地	胆沢郡金ケ崎町永沢（別紙図面のとおりに。）	〃	〃
上大谷地	〃	〃	〃
広本山根	〃	〃	〃
上羽黒町	〃	〃	〃
上羽黒町－1	〃	〃	〃
下羽黒町	〃	〃	〃
蟹沢	〃	〃	〃
林蔵寺	〃	〃	〃
下田谷	胆沢郡金ケ崎町永栄（別紙図面のとおりに。）	〃	〃
下田谷－1	〃	〃	〃
下田谷－2	〃	〃	〃
九石	〃	〃	〃
五木田	〃	〃	〃
茶畑	〃	〃	〃
細越	〃	〃	〃
細越－1	〃	〃	〃
桜田	〃	〃	〃
内高梨	〃	〃	〃
北上高梨	〃	〃	〃
西北沢	〃	〃	〃
西北沢－1	〃	〃	〃
谷木前	〃	〃	〃
谷木前－1	〃	〃	〃
根岸	〃	〃	〃
西根岸	〃	〃	〃
窪	〃	〃	〃
寺窪	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部並びに金ケ崎町役場に備えておいて縦

覽に供する。